

みやこ町告示第44号

みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月22日

みやこ町長 内 田 直 志

みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不必要な猫の出生を抑制し、人畜への被害等を減らすとともに、動物の保護及び管理について町民の意識の高揚及び人間と動物が共存できる調和した環境づくりの向上を図るため、飼い猫に去勢手術又は不妊手術（以下「避妊手術」という。）を実施した飼い主に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) みやこ町内に住所を有する者で、生後6か月以上の首輪を着用した猫の飼い主であること。ただし、業として猫の飼養を行う者を除くものとする。
- (2) 補助金の交付申請をしようとする日現在において、町に対する支払の義務がある案件全てに滞納がない世帯に属する者であること。
- (3) みやこ町暴力団排除条例（平成22年みやこ町条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の交付申請回数等)

第3条 補助金の交付申請は、1会計年度において1世帯1回を限度とし、同一個体については、生涯につき1回を限度とする。

(避妊手術実施施設)

第4条 避妊手術を施行する施設は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規定による届出をした福岡県内の診療施設（以下「動物病院」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。ただし、動物病院での支払額が補

助金の額を下回るときは、当該動物病院での支払額とする。

(1) 雄猫の避妊手術 1匹につき8,000円

(2) 雌猫の避妊手術 1匹につき1万3,000円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 避妊手術費の領収書（避妊手術の内容が分かるものに限る。）

(2) 避妊手術を受けた猫の写真（首輪を着用したものに限る。）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、避妊手術を受けた日から30日以内に行わなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金の交付の請求をしようとするときは、みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を精査し、指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。ただし、その口座は申請者本人名義のものに限る。

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和6年4月1日以後に行われた避妊手術について適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

みやこ町長 様

申請者（飼い主） 住 所 _____
氏 名 _____
(世帯主の氏名) _____

みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付申請書

飼い猫の避妊手術を下記のとおり行いましたので、みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

なお、補助金の交付申請に当たり、みやこ町が私及び私と世帯を同一にする者の住民基本台帳及び町税その他町に対する支払の義務ある案件全ての納付状況を確認すること及び調査することに同意します。

記

1 補助金申請額	円		
2 避妊手術の費用	円		
3 避妊手術年月日	年 月 日		
4 避妊手術実施動物病院			
5 避妊手術をした飼い猫について			
名前	種類	年齢	性別
		歳 か月	雄 ・ 雌

〔添付書類〕

- (1) 避妊手術費の領収書（避妊手術の内容が分かるものに限る。）
- (2) 避妊手術を受けた猫の写真（首輪を着用したものに限る。）
- (3) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

みやこ町長



みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあったみやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付申請について、みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1 猫の名前	
2 補助金交付申請額	円
3 決定区分	決定 ・ 却下
4 補助金交付決定額	円
5 却下の理由	

様式第3号（第8条関係）

みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付請求書

年 月 日

みやこ町長 様

申請者（飼い主） 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

年 月 日付け 第 号により交付決定のあったみやこ町飼い猫避妊手術費補助金について、みやこ町飼い猫避妊手術費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求金額 金 _____ 円

2 振込先金融機関

金融機関名	
店名	
預金種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

※振込先金融機関は、申請者本人名義のものに限ります。